

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
通信政策特別委員会(第10回) 事業者ヒアリング  
ご説明資料

2023年12月13日

ソフトバンク株式会社

# NTT法の廃止には反対

【これまでの当社の主な見解※】

## 基本的な 考え

- NTT持株・NTT東西に対する規律について、その時代に合わせて見直すこと（環境変化を踏まえた是々非々での法のアップデート）には賛同するが、将来に渡る国益・国民生活を考慮し慎重に議論していただきたい（「NTT法廃止」ありきでの議論の進め方には反対）
- 電電公社時代に国民の資産として整備された線路敷設基盤等の「特別な資産」を所有するNTT東西及びその株主のNTT持株が規律なくこれらを利用することは国民の利便性・公正競争確保に反する
- 市場における公正競争条件をはじめとしたルール確保は、電気通信事業法とNTT法の両輪で機能するものであり双方が必要である
- NTTグループからの「アクセス部門の完全資本分離」なしに、NTT法の廃止はあり得ない

## 公正競争 条件確保

- 現行規制下においても、NTTグループの戦略・方針に基づく整備計画・設備貸出単位等、ボトルネック設備の整備・運用に関する懸念があり、真の公平性は実現されていない（NTT法廃止の場合、懸念はより高まる）
- 特別な資産を活用して構築された光ファイバ網について、事業法で定められた各種規制（光ファイバの貸し出しルール等）を適正に機能させるための構造的措置（業務範囲規制など、NTT東西の構造的分離の維持）が必要
- NTT東西とNTTドコモの合併禁止やNTT東西の移動体事業への進出禁止のみならず、NTT持株自身による事業進出およびNTTグループの一体化による独占回帰を防止するため、NTT持株・NTT東西にかかる業務範囲・合併を制限する構造的措置が必要
- 市場シェア低下によりNTT東西が事業法で定められた各種規制の対象外となることを防止する措置が必要

## ユニバーサル サービスの 確保

- 今後の我が国のデジタル実装を進めるための通信インフラ基盤は光ファイバ網であり、光ファイバの整備・維持等はNTT東西が国の将来に必要な責務として負うべき
- ユニバーサルサービス交付金制度のあり方に関わらず、特別な資産を有するNTT東西が事業法で定めるユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）のあまねく全世帯への提供を確保する措置が必要
- NTT東西によりユニバーサルサービスを支える全国の光ファイバ網など基幹インフラの適正な維持・管理などがなされること、他者が撤退してもNTT東西がサービス提供を維持する「ラストリゾート責務」としての設備設置を確保する措置が必要

## 外資規制

- 他の通信事業者の設備と同列に扱えるものではないNTT東西の特別な資産を含む設備などの安全保障を確保するため、特定の投資家が保有するNTT持株株式の総量を規制する措置が必要

## 政府関与

- 上記各規律の実効性を担保するための一定の政府関与を確保する措置（事業計画認可等）が必要

## 国際競争力 強化

- 電気通信事業者とプラットフォーマーは事業構造に差異あり単純比較は適切ではなく、我が国全体の積極的な設備投資・研究開発を推進する政策が重要（国際競争力強化はNTTグループのみを後押しして実現できるものではない）

※2023年9月13日付 通信政策特別委員会（第2回）説明資料、2023年10月19日付 報道発表「NTT法の見直しに関する要望書を提出」説明資料、2023年10月31日付 報道発表「NTT法のあり方に関する見解について」説明資料、2023年12月4日付 報道発表「NTT法の見直しに関する181者の意見表明」説明資料

何故？ NTT法の一部改正ではなく  
廃止でなければならないのか

何故？ 「2025年を目途」にこだわるのか

いまだに、明確な理由は提示されていない

単にアクセス網を巡る

「通信事業者の利害」に関する問題ではない



唯一無二の国家基盤である事に起因する

「国家存続にかかわる問題」である

国民生活を支える特別な資産を守り、  
「次世代に引き継ぐ」ため  
法的に継続すべき「4つ」の重要な条項

①

本来業務を  
全うする責務

②

特別な資産の  
譲渡/担保禁止

③

外資規制

④

適切な  
役員選任

# ① 本来業務を全うする責務

NTTのあるべき姿は、会社の「目的」としてNTT法で規定  
その目的は**現在、かつ将来にわたり不変**

## NTTのあるべき姿(目的)

安定的な電気通信の提供の確保

地域電気通信事業の経営

電気通信技術に関する研究



## これからのNTT

**業務範囲規制の継続**

研究成果の開示は不要

### 【現行のNTT法における関連規定】

#### 第一条（目的）

日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする

#### 第二条（事業）

1 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。 二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。 四 前三号の業務に附帯する業務

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この号及び次項第二号において同じ。）において行う地域電気通信業務

6 地域会社は、第三項及び第四項の業務のほか、第三項の業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項の業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

## ② 特別な資産の譲渡・担保提供の禁止

単に利益のみを追求し、過大なリスクを負うことは  
本来業務への影響を及ぼすおそれがあるため、これら規制の維持が必要



引き続き必要な規制

特別な資産の譲渡制限

特別な資産の担保制限

【現行のNTT法における関連規定】

第二条（事業）

5 地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。

第十四条（重要な設備の譲渡等）

地域会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

# ③ 外資規制

## 『特別な資産の重要性を理解する株主』による安定的保有が必要

### 意識が希薄な株主

外国資本や、物言う株主等の  
持株比率の増加

採算性を過剰に重視した経営

本来業務以外の事業への必要以上の投資



### 引き続き必要な規制

外国資本の総量規制

政府による株式保有義務

新株発行の際の総務大臣の認可

#### 【現行のNTT法における関連規制】

#### 第四条（株式）

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 会社は、その発行する株式を引き受ける者の募集をしようとするとき又は株式交換若しくは株式交付に際して株式の交付をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

#### 第六条（外国人等の取得した株式の取扱い）

会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、（中略）議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

一 日本の国籍を有しない人 二 外国政府又はその代表者 三 外国の法人又は団体

## ④ 適切な役員を選任

日本のインフラ・国民生活を守り切る意思を確実に有する  
「当事者意識」を持った人物※により経営されるべき

NTTを牽引する  
あるべき役員とは



特別な資産の意義を理解し、その保全を使命とする  
強い精神と志を持った人物

国益・国民生活を  
最優先に考える

(サービス提供品質・エリアの維持は最低限の責務)

特別な資産と無関係の事業拡大を  
積極的に図る意向なし

※日本で納税義務を有する役員が望ましい

【現行のNTT法における関連規定】

第十条（取締役及び監査役）

日本の国籍を有しない人は、会社及び地域会社の取締役又は監査役となることができない。

2 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

唯一無二の特別な資産を含む通信インフラの未来や  
通信主権確保のためにも  
多大なリスクを負うことは許容できない

①

本来業務を  
全うする責務

②

特別な資産の  
譲渡/担保禁止

③

外資規制

④

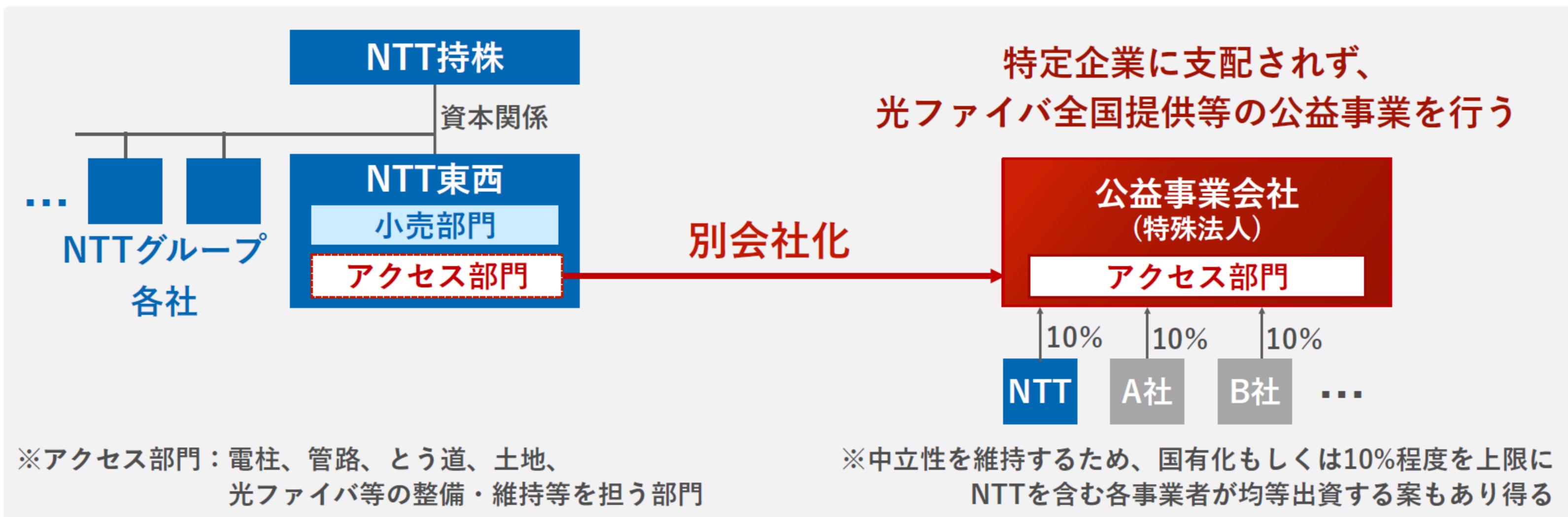
適切な  
役員選任

臆病なまでに恐れ、慎重な議論が必要

「特殊法人」であるNTTを対象とした構造規制ができないのであれば



NTTからの「アクセス部門の完全資本分離」が必須



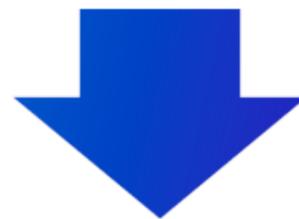
※アクセス部門：電柱、管路、とう道、土地、光ファイバ等の整備・維持等を担う部門

※中立性を維持するため、国有化もしくは10%程度を上限にNTTを含む各事業者が均等出資する案もあり得る

# 「NTT法の役割は完遂」 したのか？



「特別な資産」を預かり  
次世代に引き継ぐという使命に終わりはなく、  
**当事者意識が希薄**と感じる発言である



NTT法の役割から退きたいのであれば  
**アクセス部門の「完全資本分離」が必須**

NTT法の規制を受けないグループ会社は多数ある  
→これらの会社で自由なビジネス展開は可能



NTT持株/東西での新たなビジネスにこだわるのなら  
**アクセス部門の「完全資本分離」が必須**



**国家存続に直結する「特別な資産」を  
巻き込んではいならない**

SoftBank

# 経営の判断により、外資による買収を招いた事例

日本テレコムは当時の経営の判断※を契機に、外資から買収されるに至った

※1999年、第三者割当増資によりBT・AT&Tに対して合計30%の株式を割当



## 【固定通信】

- 2003年 **リップルウッド** が日本テレコムを買収（2,613億円）
- 2004年 **ソフトバンク** がリップルウッドから日本テレコムを買収（3,400億円）

## 【モバイル通信】

- 2001年 **ボーダフォン** がJ-フォンの筆頭株主に（約1兆4,000億円）
- 2006年 **ソフトバンク** がボーダフォン日本法人を買収（約2兆円）

一民間企業の判断で、  
「特別な資産」を安全保障上の危機にさらしてはならない

# 現行規定におけるNTTの本来業務を全うする責務

## NTT東西が本来業務以外の業務を行う際には、一定の制限が存在する

(2) 「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」の内容

次のような場合には、届出に係る活用業務が「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」で営まれるとは認められない。

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源<sup>5</sup>を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合

(2) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」の内容

次のような場合を始め、NTT東西が地域通信市場における市場支配力を濫用することにより、活用業務に関する市場において公正な競争を歪めることとなるおそれがある場合<sup>6</sup>には、届出に係る活用業務が「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」で営まれるとは認められない。

- ① NTT東西が活用業務を営むに当たり、ボトルネック設備の保有や独占的業務の提供において獲得した顧客情報を用いる一方で、競争事業者が同様の業務を営む際にこれらをNTT東西と同等の条件で利用できないことにより、活用業務に関する市場において競争事業者との競争上優位な立場に立つ場合
- ② 競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営む場合に、その業務を妨害する反競争的行為を行う場合
- ③ 活用業務を営むに当たり、関連するISPやコンテンツ提供事業者、電気通信設備の製造業者等を不当に差別的に取り扱ったり、その業務に対し不当な規律、干渉を加える場合

出典：NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン（総務省）

## 本来業務の円滑な遂行を阻害しないこと

【認められない場合】

- ① 財務を圧迫し本来業務の遂行を困難にする場合
- ② 本来業務のサービスの維持・向上が疎かになる場合

## 公正競争の確保に支障のないこと

【認められない場合】

- ① ボトルネック設備を活用した顧客情報の取り扱いで競争上優位に立つ場合
- ② 他事業者が同様の業務を行う際、阻害する場合
- ③ コンテンツ事業者・製造業者等を差別的に扱う場合